

くらしの安心情報

情報ファイル NO.109

平成 23 年 8 月 10 日

「2年先からでいいので契約を…」と新聞購読を強引に勧められ、断り切れずに契約した。解約したい…。

被害内容

【相談者 80代 女性】

昨年未だに、訪問販売で「新聞購読契約をしてほしい。」と勧誘員から頼まれました。「別の新聞を取っているのでいらない」と断りましたが、「2年先からでいいので、どうしても契約してほしい。」と強引に勧誘され、断り切れずに2年先からの契約をしました。しかし、年金生活で経済的に苦しくなってきたので解約したいのですが…。

対処方法

これは、訪問販売で、数年先からの新聞購読の契約を迫られる、「先付け契約」の相談です。後に、「新聞が配達されたが契約した覚えが無い」「解約に応じてくれない」などのトラブルの元となるので注意が必要です。

- ・新聞の訪問販売は、契約書面を受取ってから8日間はクーリング・オフができます。この事例は、クーリング・オフ期間を過ぎていましたが、センターから販売店に、勧誘上の問題点()を指摘したところ、解約となりました。
 - ・新聞の先付け契約は、将来、生活の変化などで新聞購読を継続できなくなることも考えられるので避けましょう。
 - ・勧誘員のセールストークに惑わされることなく、必要がない場合はきっぱり断りましょう。
 - ・困ったら、早めに市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。
- ()訪問販売で、「いいません」「お断りします」などと、契約しない旨を意思表示した消費者に対し、事業者が勧誘を続けたり、再勧誘することは法律で禁止されています。

2年先からでいいから！



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は…

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)